

ときがわ町の窓口延長について

行政サービスの向上を図るため、平日の業務時間内に来庁できない住民の皆様に対し、土曜日の窓口業務(試行)を行います。

1 実施期間

平成18年2月から9月までの土曜日(土曜日が祝日の場合も実施します。)

2 時 間

8時30分から17時15分まで

3 実施場所

本庁舎の町民課・福祉課・税務課(第二庁舎では実施しません。)

4 主な取扱業務

町民課関係	住民票の写し及び戸籍謄・抄本の交付 / 印鑑証明及び国民年金裁定に伴う記載事項証明(居住地)の発行
福祉課関係	重度心身障害者医療費支給請求書、乳幼児医療費支給申請書、児童医療費支給申請書、ひとり親家庭等の医療費支給申請書、温泉等の利用補助券申請及び福祉はり・きゅう・マッサージ利用補助券の配布・受理 / 保育料の収納
税務課関係	・個人住民税 町民税決定証明書、所得証明書(児童手当用を含みます。)、課税証明書及び非課税証明書の発行
	・固定資産税 評価証明書、課税台帳記載事項証明書、公租公課証明書、資産証明書及び所有証明書の発行
	・公図の閲覧及び写しの交付
	・納税証明書の発行(来客指定様式の場合を除きます。) 町民税、県民税、固定資産税 国民健康保険税 軽自動車税(継続車検用を含みます。)
	・事業所 営業証明書、所在証明書の発行
・町税の収納	
上記の取扱業務に伴う手数料などの収納	・上記の取扱業務に伴う手数料の収納
日直業務	・日直業務

5 現在行っている窓口の延長

土曜日の窓口業務(試行)の実施に伴い、玉川村で行っている金曜日の窓口延長は、平成18年1月限りで終了します。